

# 令和3年度夏・冬の節電・省エネリーフレット作成・配布業務 委託業務処理要領

## 1 基本事項

- (1) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、委託契約書の定めによるほか、この業務処理要領（以下「要領」という。）の定めに基づき業務を実施するものとする。
- (2) 受託者は、委託業務を実施するに当たり、リーフレットの作成・配布方法等について委託者と十分連携を図らなければならない。
- (3) 受託者は、受託者の経験を最大限に活かして、この業務を遂行するものとする。

## 2 業務内容

夏季及び冬季における電力需要の増加に鑑み、節電の取組の必要性について、道民・企業に分かりやすく伝えるとともに、これまで積み重ねてきた節電行動を無理のない範囲で継続して行くため、事業所や家庭における節電・省エネの具体的な取組を促進する内容のリーフレットを作成・配布する。

## 3 業務実施に当たっての注意事項

### (1) 業務の進め方

リーフレットの作成に当たり、盛り込む要素は、契約書の2の（1）に掲げる夏の節電・省エネリーフレット（以下「夏のリーフレット」という。）及び契約書の2の（2）に掲げる冬の節電・省エネリーフレット（以下「冬のリーフレット」という。）について、それぞれ環境・エネルギー課から提示する。また、過去に作成したデザイン・色・文章等を踏まえつつ、環境・エネルギー課と協議を行いながら作成すること。

なお、協議及び校正は、複数回行う。また、啓発資料の作成に当たっては、道が提供する省エネ・新エネキャラクターである「エネーズ」の画像データを活用すること。加えて、「電源立地地域対策交付金事業」の表示を行うこと。

（キャラクターの例）



「セーブくん」



「こまめさん」



「ネオンくん」

### (2) 印刷

ア 規格	仕上り規格	A3判2つ折り
イ 数量	夏のリーフレット、冬のリーフレット	各50,000部
ウ 刷面	本文	両面
エ 用紙	本文	コート紙 46.5kg (坪量84.9g/m <sup>2</sup> )
オ 刷色	本文	両面 カラー4色

#### 4 成果品の検査等

##### (1) リーフレット作成後の検査

作成業務完了報告書に基づき、現地調査等により成果品（リーフレット及び電子データを保存した DVD 等）の検査を行う。

##### (2) リーフレット配布後の確認

配布業務完了報告書に基づき、発明明細等の証明書をもって配布後の確認を行う。

#### 5 成果品の配布・納品

##### (1) 事業所等への配布

###### ア 配布先

夏・冬ごとに、別に示す道内 1, 108カ所（1, 500カ所程度に仕分け）に配布すること。

###### イ 配布時期

① 夏のリーフレット：令和3年7月15日まで

② 冬のリーフレット：令和4年1月14日まで

##### (2) 成果品の提出

受託者は、成果品としてリーフレット及び電子データを保存した DVD 等一式を提出すること。

（データ形式は、PDFとアドビイラストレーター（ai 形式））

#### 6 その他

##### (1) 業務処理計画書の提出

契約書第4条に規定する業務処理計画書の提出は、別紙1によるものとする。

##### (2) 業務処理責任者の通知

契約書第6条に規定する業務処理責任者の通知は、別紙2によるものとする。

##### (3) 実績報告

ア 契約書第11条第1項に規定する作成業務完了報告書の提出は、別紙3によるものとする。

イ 契約書第11条第4項に規定する配布業務完了報告書の提出は、別紙4によるものとし、発明明細等の証明書及び一連の配布業務の実施状況をまとめた報告書を添付するものとする。

##### (4) 著作権者等の承諾

受託者は、本業務を遂行するに当たっては、必要に応じ、別途著作権者等権利保有者の承諾を得るものとする。

##### (5) この要領に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議して定めるものとする。